

これまでの取組みについて

○平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）（抜粋）

6 義務付け・枠付けの見直し等 【厚生労働省】

（1）児童福祉法（昭 22 法 164）

（ii）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、
保育所に係る基準については、次のとおりとする。

- ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が 1 人である場合等における
保育士の数が 2 人を下回ってはならないという取扱い（同基準 33 条
2 項）について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。

○「日本再興戦略」改訂 2015 （平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抜粋）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2－2. 女性の活躍促進/外国人材の活用

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 女性の活躍促進

②保育の担い手の確保

- ・保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討
保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施して
いる取扱い（朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士 1 名に
代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの）
について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方
について本年度中に検討し、結論を得る。

○保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について

(平成27年3月19日各都道府県等宛て厚生労働省保育課事務連絡) (抜粋)

3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱い

保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域においては、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。延長保育の場合についても、同様であること。

○参照条文

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年厚生省令第63号)(抜粋)

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

事 務 連 絡
平成27年3月19日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育士の確保については、本年1月に「保育士確保プラン」を策定し、保育を支える保育士確保のための様々な取組を進めるとともに、特に昨今の保育士確保が急務となっている状況を踏まえ、本年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置付け、保育士の有効求人倍率が特に高い地域において、保育士資格をお持ちであって、現在、保育士として働いていない者（以下「潜在保育士等」という。）の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、潜在保育士等の就職促進等を図ることとしています。

一方で、「待機児童解消加速化プラン」により、保育の受け皿の大幅な拡大を進めていることを背景に、都市部からも地方からも、「例年になく保育士の確保が難しい」といった声が届いているところです。

このことから、平成27年4月における保育所等（認定こども園や地方単独保育施策におけるいわゆる保育室を含む。以下同じ。）の円滑な利用に万全を期すため、貴自治体におかれては、下記のとおり、保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかを確認し、当該状況に応じて適切に対応いただきますとともに、管内の市町村に対する周知をお願い致します。

記

1 保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかの確認

管内の保育所等に対し、平成27年4月時点で必要な保育士の確保が難しい状況にあるかどうかを確認し、当該保育所等が次のいずれに該当するか、その状況の把握に努めること。

- ① 必要な保育士の確保が可能である。
- ② 定員を超えた弾力的な受入れに必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ③ 予定していた保育の受け皿の増加に必要な保育士の確保が難しい状況にある。
- ④ 既存の保育所等における既存の定員の維持に必要な保育士の確保が難しい状況にある。

2 必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応

1により、必要な保育士の確保が難しい状況にある（＝1の②～④に該当する）保育所等が確認された場合には、次により、その確保に向けた対応を行うこと。

(1) 保育士・保育所支援センター又はハローワークへの相談

当該保育所等が保育士・保育所支援センター又はハローワークへの相談を行っているかを確認し、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すこと。

なお、1の④に該当する保育所等については、保育士・保育所支援センター又はハローワークにおいて重点的な支援が行われるよう、協力を依頼すること。

(2) 短時間勤務の保育士の活用

短時間勤務の保育士については、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）により、職員配置基準の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないとされているところ、平成23年地域児童福祉事業等調査の結果によれば、「入所児童の処遇の低下を心配」する等の理由により、37.3%の市町村において、短時間勤務の保育士の導入を認めていない状況となっている。

しかしながら、保育士の資格をお持ちでありながら保育士としての就業を望まない方の中には、「就業時間が希望と合わない」ことを理由とする方も存在することから、長時間開所する中で、短時間勤務に対するニーズはあると考えられる。また、同通知に基づく措置を適切に講ずることで入所児童の処遇水準の確保を図ることは十分可能と考えられる。

これらのことから、今般の保育士確保が急務である状況にかんがみ、市町村において、運用上、短時間勤務の保育士を活用していない場合には、速やかにその活用を進めるとともに、必要な保育士の確保が難しい状況にある保育所等に対し、短時間勤務の保育士の採用を検討するよう促すこと。

また、保育所等が短時間勤務の保育士を活用する場合は、その就業の実態に応じ、いわゆる正規型の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図ること等に留意するとともに、育児や介護など様々な事情により時間に制約がある人材を確保・活用していく観点から、いわゆる短時間正社員制度（注）の導入等についても検討することが望ましい。

（注）厚生労働省「短時間正社員制度導入支援マニュアル」等を御参照いただきたい。

3 保育士の確保が特に難しい地域の保育所において保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱い

保育所における保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項ただし書の規定により、「保育所一につき2人を下ることはできない」とされているところ、保育の受け皿の拡大が大きく進んでおり、かつ、当該市町村の区域が含まれる都道府県又はハローワークの管轄区域における保育士の有効求人倍率が高いなど、保育士の確保が特に難しい地域において

は、特例的に、平成27年度の間は、朝・夕の時間帯に児童が順次登所し、又は退所する過程で、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え、保育士でない者であって保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なものを配置する取扱いもやむを得ないものと考えており、自治体においても配慮をお願いしたいこと。延長保育の場合についても、同様であること。

【照会先】

雇用均等・児童家庭局保育課

03-5253-1111（代表）

○2（1）に関する事

保育士対策係（内線7958）

○2（2）及び3に関する事

企画調整係（内線7918・7920）